

第9回企画委員会 議事要旨

日時 2019年7月24日 18:30～20:30

場所 日本財団8階第805会議室

出席者

(説明者)

伊原厚生労働省政策統括官(総合政策担当)、山田厚生労働省政策立案総括審議官(統計、総合政策、政策評価担当)、野崎厚生労働省広報室長

(企画委員会委員、オブザーバー、部会委員)

駒村委員長、有村委員、池田委員、石崎委員、奥田委員、久保寺委員、丸物委員、生田オブザーバー(全体委員会委員)、酒光バランス部会委員、福本バランス部会委員

(上記以外の出席者)

日本財団、ダイバーシティ就労支援機構

(伊原厚生労働省政策統括官から報告)

〔背景〕

- 本日のテーマは、就職氷河期世代の支援と、地域共生・地域の支えあいを、どうしていくかということ。
- 2040年が次のターニングポイント。団塊ジュニアが65歳になり、高齢者数がピークとなる。それを見据えて①多様な就労・社会参加、②男女共に75歳以上まで健康寿命を伸ばすこと、③新テクノロジーを医療分野や福祉分野に活用すること、及び④給付と負担の見直しに取り組む。
- 就職氷河期ということで、2018年の35～44歳の方1,700万人の内訳をみると、正規で働いている人が900万人(50数%)、非正規の人が370万人、非労働力人口が200万人など。とくに問題になるのが、正規雇用を希望しているけれども非正規のポジションにいる方と、無業者の方で、合わせて100万人ほど。
- 2040年には、自治体の1/4が5,000人未満となる。これくらいの小規模自治体になると、病院、銀行、老人保健施設などの存続が難しい。
- 2040年には、単身世帯が40%、とくに高齢者の単身世帯が18%となる。孤立を防ぐ取組が求められる。

〔地域共生社会への取組〕

- 共に支え合うという地域共生社会と似た概念は、ヨーロッパでも存在する。ただ、日本の特徴は、地域社会の人口が減っていく中で、これを維持していくためにどうするかという人口減少への対応という観点がヨーロッパとは異なっている。
- 「丸ごと」「我が事」がキーワード。

- 「丸ごと」につながる議論は、高齢者に対する「医療・福祉連携」からスタートしている。現在は、これに高齢者の介護、生活支援、居住支援も加わって「地域包括ケアシステム」となった。今後は、①メニュー面で所得保障や就労支援を加え、②対象面でも障害者、難病、生活困窮者などを加え、縦割りを排した丸ごとの「地域共生」を目指す。
- これを実現するため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進を検討している。
- 「支え」「支えられる」関係をどう作るかというテーマもある。家族のつながりや血縁が希薄化する中で、専門職にすべてを頼るわけにもいかない。地域の人に、我が事として、一定の役割を担っていただく必要がある。
- 国の補助金が現在ごとにばらばらに出ているので、その体系を見直す必要がある。また、地域の支え合い活動を公費で丸抱えするのは多分ありえないので、住民側がみんなを出していく仕組みも整える必要がある。
- 以上の構想は、福祉の視点で厚生労働省が作成したもの。同様の構想が文科省、国土交通省、環境省などにもある。今後は、縦割りの補助金でなく、交付税、交付金など、制度や役所の色につかれない政策に徐々に変わっていくのではないかと。霞が関の意識も変わってきているように思う。

【就職氷河期世代への対応】

- フリーター等は、平成 20 年の 88 万人（25～34 歳）から平成 30 年の 52 万人（35～44 歳）へと、コーホートで減少している。景気の影響もあるとみられる。しかし、無業者数は横ばい。
- 2040 年まであと 20 年。今まで国民年金を払っていたとして、これから厚生年金に入って 10 数年払い続ければ、生活保護水準を超える年金を受給できる。今が、それができる最後のチャンス。
- ①「不安定な就労状態にある方」、②「長期にわたり無業の状態にある方」、③「社会参加に向けた支援を必要とする方」の、それぞれのカテゴリーに沿った支援を行う。①はハローワークや職業訓練などがカバーしていた。③は、引きこもりや生活困窮者で、福祉の分野でカバーしてきた。
- まずは、福祉レベル（③）で地域のプラットフォーム（自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会、サポステ、ハローワーク、経済団体）を構築する。また、就労レベル（①、②）で都道府県のプラットフォーム（都道府県労働局、都道府県、市町村、各省地方機関、ポリテク、経済団体、（人手不足）業界団体、金融機関 等）を構築する。この両者が連携して福祉と就労をつなぐ。
- 非正規雇用の方への厚生年金の適用拡大も、重要なテーマとなる。

(主な意見交換)

(以下、ページ番号は厚生労働省説明資料のもの)

- 地域の受け皿（プラットフォーム）づくり（p.16）が大きなテーマになりそう。総務省の「地域運営組織」をイメージしているのか？
 - ← 「地域運営組織」は、一つのリソースであるが、それだけに限るものではない。
- p.22 のⅢ「高齢者も障害者も利用できるサービスの推進」が宿題で残っている。そのニーズに応える取組が各地に個別に出てきているものの、これらを全体で支援する仕組みがない。障害者就労と高齢者雇用が縦割りになっている。さらに言えば、障害者の内でも福祉就労（A型、B型）と障害者雇用（特例子会社）が別制度なのがよくわからない。介護保険との整合性にも問題がある。これらを背景としたモラルハザードも起きている。
- なかぼつ（障害者就業・生活支援センター）の「ぼつ」の後半は、障害者福祉に係る事業。これまで、この後半について障害者福祉の金しか使えなかったのが、新しく生活困窮制度からも金を出せるようになった。これにより、全国で50ほどのなかぼつでは、障害認定されてなくても障害が疑われる生活困窮者には、支援を提供できるようになった。
- 日本財団の構想と厚生労働省の構想で似ているところが多々ある。ただ、大きな違いは、日本財団の構想で個別給付が想定されていること。
 - ← 日本財団の構想も、個別給付に全然固執するものではない。いろんな既存の制度をうまくパッケージングしながら、うまく展開できると良い。
- 障害者以外のいろいろな人をA型、B型並みの施設で受け入れていくためには、多分、相当の財源が必要ではないか。
- 生活困窮者自立支援法の認定就労訓練事業所は、インセンティブが弱い。今後、これに対しお金が出る途はないか？
 - ← ないとは思わない。
- p.42の「短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得」は、就職氷河期世代の非正規の方々の自信醸成につながるとともに、人材確保に資することから、産業界からの関心も高い。産業界が積極的に関わるスキームになっており、訓練と出口が一体化している。今後が期待できそう。